

# 1章 基本事項

## プラン改定の趣旨

- これまで地震対策を中心に取り組んできたが、近年台風等に伴う大規模な風水害、土砂災害が頻発化・激甚化しており、他の自然災害への対策も必要となっている。
- こうした中、感染症禍における複合災害への対応も必要となっている。
- 発生確率が非常に高い南海トラフ巨大地震や、直下型地震の発生の確率も高まっている。
- これらのことを総合的に勘案すると、市町の受援計画策定支援、地区防災計画策定支援など現行プランのこれまでの取組を継承することはもちろん、新たな課題にも取り組む必要がある。
- このことから今回、「滋賀県防災プラン」として改定する。

## 基本理念

- 災害発生に備え、県民、地域、企業・団体、行政等あらゆる主体が日頃から継続的に「当事者力（自助）」、「地域力（共助）」、「行政力（公助）」として強化する。
- 災害時には、これらの力を結集し、多様な主体の連携により構築された強固な体制のもとで災害対応を行う。
- 一人ひとりの被災者に寄り添った合理的配慮を提供する。

## 近年発生した大規模災害の課題と教訓

- 平成30年(2018年)6月18日 大阪北部地震
  - ・鉄道の運休により14万人が車内に閉じ込められたため、また駅周辺で多くの人が帰宅困難者となった。
- 平成30年(2018年)6月29日～ 西日本豪雨
  - ・倉敷市真備町ではハザードマップと実際の浸水区域がほぼ同じであるにも関わらず51名が溺死したがその内44人が非流失家屋の屋内で被災している。また70歳以上の犠牲者の割合が約80%以上であった。
  - ・住民等が防災情報の意味を直感的に理解できるよう水害土砂災害からの避難のあり方について内閣府において「避難勧告等に関するガイドラインの改定」が行われた。
- 平成30年(2018年)9月3日～ 台風第21号
  - ・近畿圏では224万戸、滋賀県では16.9万戸という大規模停電が発生した。
  - ・高島市においては、県道麻生古屋梅ノ木線、県道小浜朽木高島線他において倒木による通行止めにより孤立集落が発生した。また1.2万戸の停電復旧に約1週間を要した。
- 平成30年(2018年)9月6日 北海道胆振東部地震
  - ・苫東厚真火力発電所の緊急停止から発生したブラックアウトにより全道295万戸が停電となった。自家発電設備を備えてない庁舎は災害応急対策に支障を来した。
- 令和元年(2019年)9月7日～ 台風15号(令和元年房総半島台風)
  - ・電力事業者においては、広範囲の配電線事故や倒木による通行支障等で被害の把握ができず、停電復旧に時間を要した。このことにより通信障害も発生した。
  - ・千葉県では住宅被害が3.4万戸のうち約9割が一部損壊であったため災害救助法による応急修理制度が拡充された。
- 令和元年(2019年)10月12日～ 台風19号(令和元年東日本台風)
  - ・住宅の浸水被害が5.3万戸以上となった。被災によって亡くなった方のうち、約6割が屋外で被災し、かつその半数以上が車での移動中に被災したものであった。また65才以上の犠牲者の割合が約65%以上であった。
- 令和2年(2020年)7月3日～ 令和2年7月豪雨(コロナ禍における最初の大規模災害)
  - ・ボランティア募集について、被災市町の社会福祉協議会は、被災者ニーズも踏まえて、その市町在住者に募集を限定した。
  - ・特別養護老人ホームは、避難確保計画を作成し、避難訓練も実施していた。しかし夜勤の時間帯で職員数が少なく避難に時間がかかり施設利用者14名が犠牲になった。
  - ・65才以上の犠牲者の割合が約79%以上であった。

計画期間 令和3年度～令和5年度

## プランの位置付け

- このプランは、これまでの地震対策の取組を継承し、全国各地で発生した過去の大規模災害を教訓として、今後、重点的に取り組む防災対策について、その基本的な考え方やスケジュールを定める。
- 「滋賀県地域防災計画」に基づき実施する防災対策のうち、重点的に取り組むアクションプランである。
- なお、このプランは、大規模地震対策をはじめ災害対策全般を対象とする。

# 2章 実行計画

個別事項(概要) ※下線は新規重点取組事項

### 実行1

受援体制の整備をはじめ多様な団体・組織と連携強化する

- ・感染症禍にも対応した県の受援計画の見直し
- ・受援計画策定支援
- ・既存災害時応援協定締結先との連携促進

### 実行2

寄り添い型・協働型避難者支援を実現する

- ・在宅・車中泊、テント泊等の避難者の把握と対応
- ・濃厚接触者等の円滑に避難できる仕組み検討
- ・複合災害時の避難道路の迅速な応急復旧体制構築
- ・帰宅困難者対策

### 実行3

要配慮者へ合理的配慮を提供する

- ・要配慮者の個別計画の作成支援
- ・要配慮者利用施設における避難確保計画の作成支援
- ・避難所の合理的配慮

### 実行4

被災者の生活再建を支援する

- ・被災者生活再建支援制度と県独自制度の周知
- ・家屋被害認定・被災証明発行支援

### 実行5

大規模停電に備えた対策を進める(新規項目)

- ・重要インフラ確保のための予防伐採
- ・非常用発電設備の機能確保

### 実行6

当事者力・地域力を高める

- ・マイ・タイムラインの普及などとするべき行動の理解を促進
- ・生活に根ざした生活防災の推進
- ・中小企業の事業継続計画の策定等支援
- ・男女共同参画の視点を取り入れた防災対策

### 実行7

ハード・ソフト両面にわたる行政の災害対応能力を高める

- ・危機管理センターを拠点とした災害対応の充実強化
- ・職員の防災意識・災害対応能力の向上
- ・県有施設等のソフト、ハード対策による機能確保と強化
- ・緊急輸送道路確保のための無電柱化推進